

公益財団法人青森県体育協会 青森県特別優秀選手賞表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国内大会及び国際大会において優秀な成績を収め、以て青森県の競技力水準の向上に功績のあった者に対して行う青森県特別優秀選手賞の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 青森県に居住する者又は県外の大学に在学する青森県出身者で、世界選手権、オリンピック競技会、アジア競技大会又はユニバーシアード大会において、当該大会の定める表彰順位に入った者。
- (2) 青森県代表で国民体育大会、全国高等学校総合体育大会又は全国高等学校選手権大会において優勝した者。
- (3) 青森県に居住する者で全日本選手権大会において優勝した者。
- (4) その他前各号に掲げるものと同等の業績があったと認められる者。

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、公益財団法人青森県体育協会会長（以下「会長」という。）が行う。

(被表彰者の決定)

第4条 会長は、競技団体から推薦された者について、公益財団法人青森県体育協会総務委員会に諮り被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年1月に行うものとする。

(推薦の方法)

第7条 競技団体は、第2条の各号の一に該当する者がいるときは、会長に推薦するものとする。

2 前項の推薦は、別紙様式の推薦書により行うものとする。

(特別優秀選手賞の取消)

第8条 特別優秀選手賞受賞者に、受賞者として相応しくない行為があった場合は、会長は、公益財団法人青森県体育協会総務委員会に諮り、表彰を取消、受賞者名簿から抹消することがある。

附則

この規程は、平成元年10月28日から施行する。

附則

この規程は、公益財団法人青森県体育協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月20日から施行し、平成27年1月1日から適用する。